

平成 2 9 年 第 2 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 9 年 3 月 1 3 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

第 1 一 般 質 問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	7番	深澤均君
8番	武藤威君	9番	泉美和子君
10番	細井邦男君	11番	熊谷隆一君
12番	藤原政春君	13番	飛澤龍右門君
14番	森元淑雄君	15番	熊谷良夫君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

6番 泉 繁夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	深澤克太郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

---

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

6番 泉 繁夫君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は2名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

---

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、役場出張所窓口の見直しについてお尋ねいたします。

町長の施政方針でも述べられましたが、役場本庁舎及び出張所窓口について、円滑な窓口業務とするよう業務推進について見直しを実施し、平成30年1月の実施に向けて混乱を来さないよう周知に努めていくとしています。

見直し案では、本庁舎は、これまでより水曜日が業務時間の延長になることで利便性の向上が図られることになるとは思いますが、出張所については、日曜日が休みになることや通常の業務時間が水曜日を除き午後7時から午後5時15分とこれまでより短くなることなどを見ると、繁忙期の延長はあるとはいえ、利便性の低下になるものではないでしょうか。

住民の方々からは、高齢化の進行や生活形態が多様化する中、出張所窓口の業務日や時間の変更ではなく、むしろ出張所の対応業務の拡充を求める声が出されています。見直しについては、早急に進めるのではなく、町民の意見を反映させるべく一定の時間をとり、町民要望に沿う形で進めるべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

役場出張所窓口の見直しについてですが、出張所の窓口体制につきましては、公共施設の再編等により役場庁舎機能を千畑庁舎に集約したことに伴い、平成22年1月から美郷町学友館内に六郷出張所、美郷町公民館内に仙南出張所を設置して、生涯学習課職員が窓口業務を行っているところです。その取り扱い業務については、戸籍関係証明書や住民票、印鑑証明書や所得証明書などの各種証明書発行はもちろんのこと、町税や使用料の収納、納付書の再発行、死亡届などの受け付け、各課への文書取り次ぎなど町民からの要望等も踏まえながら、開設当初よりは随分と増えている状況で、現在、72業務を扱っているところです。

ちなみに、昨年度の出張所1日当たりの平均取り扱い件数ですが、業務日別では、平日が68.2件、土曜日が35.4件、日曜日が35件、祝日が19.1件となっており、当然ですが、平日の利用件数が多い状況です。また、時間別では、日中の取り扱い件数が46.9件と、これも当然ですが、あらかたを占め、17時以降の取り扱い件数は8.3件と少ない件数となっております。

一方、こうした出張所業務における課題については、美郷町職員定員適正化計画に基づく職員の漸減で、窓口対応に振り向けられる正職員数が減り、規定労働時間での職員ローテーションが限界にきていること。また、取り扱い業務が増加する中、本庁舎と出張所の業務時間に違いがあるため、専門的分野の相談、問い合わせがあった場合、十分な対応ができないことなどの課題があるところです。

このたびの見直しは、こうした課題に対応するためですが、その内容については、県内市町村の窓口対応状況を踏まえ、最高の対応ではありませんが、最低の対応でもないちょうどよい対応、つまりは窓口業務を本庁舎及び出張所とも週5日体制とすること、うち週1回は窓口業務時間を延長すること、そして出張所については土曜日でも対応することとしているところです。

なお、住民移動等が多くなる3月下旬から4月上旬の業務日については、本庁舎、出張所とも

に業務時間をいずれの日も19時まで延長することとしており、最も窓口業務の対応が求められる時期には、町民にとりましてはこれまで以上に便利な窓口業務体制といたします。

つきましては、このたびの見直しにどうかご理解いただけますようお願い申し上げますとともに、この見直し内容で、まずは業務を推進させていただき、その推進経過の中で多様なご意見をいただきたいと存じます。その上で、その後の窓口業務のあり方については、そうしたご意見、ご要望等も踏まえながら検討を重ねていくことが望ましいのではないかと考えております。

なお、平成30年1月からの円滑な実施に向けた周知については、議員申し上げましたが、町広報や町ホームページ等を通じ、随時お知らせするほか、各出張所と連携して窓口職員による来町者への説明を行うなど、混乱を来さぬように最大限努めてまいります。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 推進経過の中で、意見を聞きながら対応していくという答弁でございましたけれども、今、議会が終わって広報などで周知をしたときに、住民にとっては初めてのことでありますので、当然、いろいろな意見が出てくることだと思います。

それで、決まったからということになるわけですので、町の対応としては当然そういうふうに行くことなんだろうとは思いますが、住民からすれば、もう時間はまだ1月からということであるとはいえ、何だということになる、そういう私は懸念があります。こういう今まで、合併後の対応としてこのようになってきたことですが、例えば、働いている人たちにとって、日曜日が必ずしも休みでない、また日曜日だけ休みだ、こういう人たちもいます。いろいろな形態があるわけですが、そういうのに今の体制は応えている、大変住民からも喜ばれている、便利なやり方だったと思います。それに比べると、やはり、本庁は違いますけれども、出張所については不便になるなというイメージのほうが私は住民にとっては強いのではないかと。そういうことから、もう少し時間をとってやっていくべきではないかということで質問したところです。

推進経過の中で意見をいただいて対応していくということで答弁は変わらないかもしれませんが、住民のサービス向上という立場から考えれば、ちょっと早急ではないかと思うんですが、その点をもう一度伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員の質問の主意については十分に理解しているつもりですので、先ほど答弁した内容になったわけですが、日曜日休みの方あるいは日曜日以外が休みの方、さまざまいらっしゃるん

と思います。その中で、美郷町としてより質の高い窓口業務にするために課題を解決するという  
ことでの今回の見直しでありますし、また対応する者も正職員が対応しなければならないわけ  
ありますので、そうした与えられている条件あるいは今ある条件を踏まえますと、ご提示した体  
制が最も望ましいということでもあります。

物事が変化する際には、必ず賛成もあれば反対もあるんだろうと思います。その反対が、実際  
動いてみての反対と想像での反対には質の違いがあるのではないかと思いますので、さまざま  
ご意見があることは承知しながらも、行政として質の高い対応をすること、また与えられてい  
る職員の体制の中で必要以上の負荷を職員に与えない、一定水準の職場環境の中で業務を推進す  
ること、そういった部分を総合的に考えた場合、今の体制で進めたい。また、町民からの多  
様なご意見も受け止めた上で、その次の対応を検討するということでもありますので、重ねてご理  
解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 次に、学校給食費の助成について伺います。

子供の貧困が社会問題になっている中、学校給食費に助成をし、保護者負担を軽減する自  
治体が全国的に広がっています。

市町村が全額補助し無料化しているところや、保護者が半額負担し市町村が半額補助する  
方法や、保護者が3分の2、市町村が3分の1補助するなどのほか、消費税が5%から8%  
に引き上がった際に増税分を市町村が補助したり、食材費の高騰による支出増を市町村が補  
助するなどもあります。また、直接保護者の給食費を軽減するものではありませんが、地元  
の食材を使う地産地消を促進するための補助を行っているところもあります。県内では、八  
郎潟町に続いて東成瀬村で全額補助をしています。三種町では、第1子、第2子は半額、第  
3子以降は全額補助し、八峰町と小坂町は2分の1補助をしています。

学校給食の無料化は、「義務教育は無償」という憲法の原則からも子供の健やかな成長を保  
障するためにも、そして子供の貧困予防対策としても大きな意義があると考えられるものです。  
世帯収入が伸び悩む一方、教育費は増加傾向にあります。保護者の経済的負担を減らし、子  
育て支援を行うことが求められています。

ぜひ、当町でも学校給食費に助成をし、保護者負担の軽減を図るよう求めるものですが、  
お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食費の助成についてですが、学校給食費の負担については、学校給食法に規定があり、議員ご承知のとおり調理設備や運営に要する費用は学校設置者の負担とされ、それ以外の費用、いわゆる材料費などは保護者負担とされているところです。保護者には、食事提供も含めて子供の養育義務があり、学校においては、学校給食を提供しないところもあるなどのことから、学校給食法においては材料費を保護者負担としているものと理解しているところです。

町では、こうした法の趣旨を踏まえ、材料費相当額として1食当たり、小学生は275円、中学生は305円を負担していただいておりますが、この金額は隣接自治体と比較して高いわけではありません。また、所得状況で学校給食費を支払うことが困難なご家庭には、就学援助費として給食費全額を支給し、負担の軽減を図っているところですので、改めてご理解をお願いいたします。

また、美郷町では、地場産品を多く利用しており、安心できるとともにおいしい給食との評価もいただいているところですので、こうした質についてもどうかご理解をお願いいたします。

さて、学校給食費への助成についてですが、県内25市町村の対応は、先ほど議員からご紹介ありましたが、第2子までを半額、第3子以降を無料にしている自治体、給食費全額を助成している自治体がありますが、ごく少数にとどまっているところです。現時点においては、法の趣旨を受けとめるという価値観が大勢を占めているということなんだろうと理解しております。

また、義務教育の推進には、多様な面において予算が必要なわけですが、その予算に限りがある以上、予算投入の優先順位など価値観の相違を認めるとともに、取り組み全体を俯瞰して教育に対する姿勢を把握することが肝要と存じます。

ちなみに、本町においては、子供たちの豊かな感性、想像力を育むための芸術鑑賞や文化講演会の開催、部活動等を通じた人格形成に向けた公式大会等出場の派遣費全額補助、豊かな経験から探究心を育むための中学校2年生を対象にした英語合宿や小学校4年生を対象とした宿泊交流などについて大きな意義を認識し、こうした分野には他自治体より厚く支援策を講じているところです。

そのため、現段階では、今後もこうした取り組みに予算配分を優先させることとし、現在

のところ、学校給食費に助成策を講ずることは考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 町独自の子供たちへのさまざまな取り組み、今、町長がおっしゃった芸術鑑賞だとか選手派遣費だとか、それはそれですばらしいことであり多くの皆さんに喜ばれていることではあると思います。でも、それとは別の観点でこの学校給食、食育の問題、それから、今、全国的にこうやって補助が増えているというのは、やっぱり子供の貧困が大きな社会問題となっている中で、助成をする自治体が増えていることだと思います。

いろいろな例がありますけれども、全額補助した自治体では、学校給食費の助成でそういう施策を講じたことによって、子育て世代の若い人たちの定住化による人口増を期待しているという自治体もあれば、先ほど言った食育の観点からというところもあります。また、今、町長もおっしゃいましたけれども、予算の優先順位というところでいえば、経済的に大変格差が広がっていることを認めた上で、できるところからやるということで、例えば、多子世帯からの補助を行っているという取り組みをしているところもあります。

そういう観点で、答弁同じだとは思いますが、今後の子育て支援とか若者定住とか、そういうことを1つの施策としてまちづくりを検討していく中で、ぜひ検討していただきたいと思います。例えば、予算でいえば、予算の問題はもちろんありますけれども、こういう子育て世代の施策、経済的負担がすごく軽いという、美郷町に行けば子育てがしやすいとなれば、例えば、保育料も安くなったわけですし子供の医療費無料化、それから、こういう教育に係るお金が安くて済むとなれば、若い人たちが美郷町に住もうかという選択肢の1つになると思うんです。

そういう総合的に考えていくと、そうすれば、予算はかかりますけれども、税金を払う人たちも増えてくるということになると思いますので、ぜひ、今後そのような観点で検討していただきたいと思います。その点をもう一度お願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

子育て支援というものの必要性和大切性については十分に認識しております。しかし、それを1点に集約させて学校給食費を無料化するというのが子育て支援の核心になるとは思いません。

したがって、町としては、若い方が定住しやすいような環境に今後とも力を入れることは変わ



らぬ方針として皆様にお約束いたしますが、その代表例として学校給食ではないという認識もご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

○9番（泉 美和子君） 最後の質問です。国民健康保険についてお尋ねいたします。

はじめに、国保の広域化、都道府県単位化についてお伺いいたします。

2015年5月の法改正により、来年度2018年度から国民健康保険の保険者が都道府県と市町村になります。国保のさまざまな実務は実質的には町が行いますが、これまでの国保との大きな違いは、県が国保の財政運営の責任主体だということです。

しかし、これによって、国保の構造的な問題が解決するわけではなく、むしろ国保を医療費適正化の道具にするのではという懸念と批判の声が出されていたものです。国保の運営を都道府県に移管しても、国庫負担を抑制したままでは弱者同士の痛みの分かち合いにしかありません。都道府県単位化によって住民の負担が強いられ、住民サービス低下につながることをのまないよう取り組んでいただきたいと思えますが、そこで伺います。

国保の都道府県単位化で町の国保業務はどのように変わるのでしょうか。

保険税の賦課決定権はあくまで市町村にあるとされていますが、どのような算定方法となるのでしょうか。

また、県への納付金は100%納付が義務づけられていますが、万一、全額徴収できず財源不足となった場合はどうされるのでしょうか。

新しい制度のもとでは、決められた納付金を全額県に入れなければならないという思いが圧力となり、加入者の生活実態を顧みない収納強化に町が奔走することの出来ないよう、丁寧な相談体制をとるよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

次に、国保税の引き下げについて伺います。

28年度は、国保税の引き下げが行われましたが、厳しい経済状況のもと、加入者にとっては依然として重税感が強く、国保税の支払いが家計を圧迫しています。新年度においてもあらゆる財源を活用して引き下げをし、負担軽減を図るよう求めるものですが、お考えを伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険についてですが、国民健康保険制度広域化については、平成27年5月27日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づいて進められており、各市町村が運営していた国民健康保険の運営を県と市町村がともに保険者となり運営を行うこととなり、主に財政責任を県が負い、保険税の賦課徴収等は従前同様各自治体が担うこととなっております。

現在、県と市町村の担当職員などが集まり、平成30年度からの運営方針等について協議しておりますが、平成29年10月には運営方針を決定、その後に事業納付金も算定され、各市町村に提示される予定になっているところです。

そこで、ご質問の1点目、国民健康保険に関する業務、特に窓口業務に関してですが、現在のところ、今までと大きく変わる点はありません。保険証の発行や資格の管理は市町村の役割となっており、これまでと同様、福祉保健課窓口及び一部の業務は各出張所の窓口において手続を行うことができる予定です。

2点目、国民健康保険の広域化に伴う保険税の算定についてですが、過去3年間の保険給付に基づいて、県全体の事業納付金を算定し、被保険者1人当たりの医療費と被保険者1人当たりの課税所得水準に応じて案分することとなっております。

現在のスケジュールでは、平成29年12月に平成30年度の事業納付金が各市町村に提示され、その金額に基づいて市町村が税率を決定し賦課徴収を行うことになる予定です。平成29年度からの事業納付金制度を導入したと仮定した場合の県公表の試算では、平成29年度に必要な1人当たりの国保税は11万6,299円と試算されております。一方、平成28年度的美郷町の1人当たり国保税は11万8,108円ですので、ほぼ同額となっております。

したがって、平成29年度の保険給付に大きな変動がなければ、平成30年度においても被保険者に対して大きな負担を強いるようなことはないものと現段階では考えております。

3点目の事業納付金についてですが、100%納付が原則となっておりますので、もしも事業納付金に不足が見込まれる場合には、基金の取り崩しで対応するか、あるいは税率を改正するなどの対応を検討しなければなりません。ご理解をお願いいたします。

4点目の相談体制についてですが、変更となる国民健康保険制度については、平成29年度中から広報等による周知を計画しておりますが、不安を感じる被保険者には、議員ご質問のとおり丁寧に相談に応じてまいりますし、また納税に関しても今までと同様、被保険者の生活実態を考慮しながら相談に応じてまいりたいと考えております。

最後に、国保税の引き下げについてですが、国民健康保険の保険税はご承知のとおり、給

付が増えれば負担も増えざるを得ない関係にあります。今後、本算定までの間に保険給付費の支出や前年度繰越金の状況、被保険者数の状況や所得の状況、収納率の状況などをきちんと整理し、歳出見通しに見合う財源担保となりますよう十分に検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 都道府県化のことについてですけれども、新制度のもとで懸念されるのは、最初のうちはいいかと思います。県で示されている保険税も今と余り変わらない状況ですけれども、しかし、この制度が進んでいくうちに、統一化ということが強化されて、町独自のサービスの制限がされること。それから、そのことが保険税引き上げや徴収強化につながっていくのではないかと。こういうことがとても心配されます。質問の中でも言いましたけれども、構造的な国保の問題は都道府県化したことによって解決されるわけではなくて、一番の解決策は、やはり国の国庫負担の抜本的な引き上げによって加入者の負担を軽減していくことが一番大きいと思います。

そして、納付金の問題で、やっぱり100%納付ということで徴収率、それから滞納者に対する取り立てと申しますか、そういうことがとても強くなるのではということもとても懸念されることです。そういうことのないように、住民の命を守る国保となるように、ぜひ県や国に対し意見を今後も強く出していただきたいと思います。その点をもう一度伺いたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、基本認識としてですが、滞納はしていただかないようにしないといけない。保険税は、納付してもらうのが当然でありますので、まずは滞納ありきの話ではないことを、議員、ご理解をお願いしたいと思います。

その上で、どうしても滞納せざるを得ない方には、先ほど言いましたとおり、丁寧な対応をもって所得状況に応じて軽減であったり、あるいは分割納付の誓約書であったり、そうした取り組みをしていくということをぜひご理解いただきたいと思います。

その上で、将来においてご不安についてのお話がありましたが、制度が走ってみないとわからないことということはあるんだろうと思います。私どもとしても、現段階において想定される懸念について認識しながら、そのために実務担当者間でさまざまな調整をしているわけですので、現段階において議員がご心配の点が発生しないようなことを、当然、私どもとしても議論

の中で声を出していくという話になります。

また、制度的な話についてはかねてより議員のご要望があるわけですが、私どもとして、法律で決まったことについては従わざるを得ない、また今後の対応については、各団体等を通じて制度要望等は今までもやっていますが、今後もやっていくつもりでおりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 決して、私は、滞納ありきで申しているわけではありません。けれども、この国保の状況から見て、納付金も100%集められるということは無理な話ではないですか。今も、滞納世帯が、皆さん頑張っていてそれは払っていらっしゃるわけですが、どうしても事情があつて滞納せざるを得ないという方々がいるわけですので、町長もそういう方々にもちろん丁寧な対応をしていくということでしたので、その点をぜひ要望して終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

---

#### ◇深 沢 義 一 君

○議長（高橋 猛君） 次に、17番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 改めまして、おはようございます。

通告に従いまして質問いたします。

公益社団法人ACジャパンの全国キャンペーン、新聞広告、テレビ、ラジオCMにこんなフレーズがあります。あのころの日本人に笑顔で負けるな、見る夢の大きさに負けるな、人を思いやる気持ちで負けるな、暮らしの豊かさだけでなく心の豊かさでも絶対負けるな、ライバルは1964年。かつて、お笑いのスターであった植木等さんの笑っている顔などが載った笑顔いっぱいの広告であります。あのころ、1964年とは昭和39年、つまり53年前の東京オリンピック開催の年のことでもありますし、2020年に向けて日本を考えようとも記されてあります。

2020年、つまり3年後には開催される東京オリンピック、パラリンピック競技大会、平成32年7月24日から8月9日にオリンピックが開催され、8月25日から9月6日にかけてパラリンピックが開催される予定とのことでもあります。

当町では、そのホストタウンとしてタイ王国との登録が昨年1月決定しているところでありま

すし、タイ王国の選手団、そして報道陣や観客の来町という国際交流や地域のにぎわい、活性化が期待されます。そして、経済効果、さらには、日本選手はもちろんのこと、タイ王国の選手を応援することによる東京オリンピックを身近に感ずることなど、2020年に向けて夢膨らむところでもあります。

そうしたことを根底に置きながら、一問一答により3点についてを町長にお伺いいたします。

まずはじめに、効果的な情報提供をとという質問ではありますが、交流人口の拡大、地域のにぎわい創出に大きく貢献している施設に、美郷総合体育館「リリオス」やその近くにある相撲場、そして公民館などがあります。リリオス前駐車場に多数の車が駐車されているときなど、きょうは何の大会や行事が行われているのだろうと関心を持つところでもありますし、また、今、開催されている情報あるいは今後開催予定の情報など、見る情報、聞く情報として発信してほしいという声が多数あります。

特に、見る情報としての広視野的な情報表示板あるいはLED表示などの設置が必要なものと考えているところではありますが、現在の表示は、車からの確認は小さ過ぎて見づらい状況にあり、また立派な建物とはふつり合いな状況にあります。交流人口のさらなる拡大を目的に、広視野的な情報機器の設置を提案するものでありますが、町長の見解を伺います。

また、聞く情報としての防災行政無線を活用しての情報提供も効果あるものと考えてますが、昨日の平成29年度一般会計総括質疑でもありましたように、うるさいといった声があることも承知しておりますが、時間帯を考えるなり、あるいは今週のお知らせ的に毎週何曜日の何時に町の情報提供タイムといった形で対応できないものかと考えますが、この点についてもあわせてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご説明がありましたとおり、交流人口の拡大やにぎわいの創出に各種イベントを開催している美郷総合体育館「リリオス」や美郷町公民館は、一定の役割を担っているものと存じますが、そのイベント情報等の発信は、リリオスについては施設内の掲示板、施設前の歩道付近に設置している告知板で実施しているほか、町の主催及び講演のイベントについては、町広報やホームページ、フェイスブック等でも情報発信しているところです。また、公民館については、施設内の掲示板のほか、町主催の企画展については施設案内看板の下部にある差し込み式告知板を利用して情報発信しているところです。

一部の方々については、そうした情報をもって各般のイベントについて把握、認識されているものと存じますが、他方、そうした情報をごらんにならないの方々については、道路を通行する際に何を開催しているのか気になる方もいらっしゃるんだらうと存じます。こうした気になる方々への情報伝達については、議員ご提案の広い視野から情報をごらんいただける情報表示施設があれば開催内容が把握できるものと存じますが、この課題は、実は施設規模の大小にかかわらず、人が集う公共施設であれば共通の課題ではないかと考えるところです。

したがって、特定の施設についてのみ開催情報の表示施設を設置することは、とりようによっては、施設の存在価値や開催行事の軽重を問うことにもつながりかねない危惧もあるところです。

町としては、議員ご指摘の情報表示あるいは情報発信の大切さを改めて認識する前提で、施設における情報発信の効果、情報表示施設の維持管理の負担、年間の使用頻度など広く総合的に検討し、リリオスや公民館のみならず、北ふれあい館や中央ふれあい館、北体育館や中央体育館など集会施設それぞれの情報表示のあり方について、今後、検討してまいりたいと存じます。

また、そうした検討を踏まえた対応方向を見通せるまでの間については、既存手法での情報発信、すなわち町広報やホームページ、フェイスブック等を十分に活用していくとともに、議員もご承知のとおり、昨年10月から放送が始まったエフエム秋田の「マイシティ・マイタウン美郷町」の番組も活用し、情報発信に努めてまいりたいと存じます。

なお、防災行政無線については、専用電波を利用する関係から、電波法等の法令に基づく運用制限を認識しながら、その取り扱い方について今後検討してまいりたいと思いますので、どうかご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 町の施設観光案内看板は、さまざまな場所に大きく見やすく設置されておりますし、非常に目にも本当につく、いい看板だなと思っておりますが、ただ、今、町長おっしゃったように開催頻度とか、あるいは、例えば、やっぱり駐車場にいっぱい車がとまっていれば、きょう何をやっているんだという関心の高さということでは、必ずしも全ての施設が一律的な考えでなくてもよいのではないかと私は思うんです。

特に、まずはリリオス前のあの小さな看板だと、はっきり言って非常に貧弱な状態であるということ是非常に感じます。その点については、何とかやっぱり広視野的に、車でこう行ったときに、あ、きょう、バドミントンの何かやっているんだというのが瞬時に見えるような形のものは、やはり施設の案内看板はそれぞれあるにしても、やっぱり開催頻度の高さ、それから関心の

高さということで必要でないかと思いますが、お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、各施設が平等か否かという部分については議論があるところだと思います。例えば、北ふれあい館では、かなりの人数を集める長者の山全国大会がありますので、あれもかなりの駐車台数があつて、通る方にとっては何をやっているんだろうということもあるんだろうと思います。

そこで、先ほど答弁いたしましたとおり、リリオス、公民館に限らずに町全体の使われ方と、それから頻度といったものを総合的に勘案して情報発信のありようを検討したいということでもありますので、重ねてご理解をお願いいたします。

また、リリオス前に現在設置している告知板については、貧弱であるという言葉に語弊を招くかもしれませんが、決して大きな物ではないという認識はあります。そこで、先ほど答弁いたしましたとおり、現在までの利用状況等を鑑みて、町全体として規模に応じた情報提示のあり方、あるいは情報発信のあり方も含めて総合的に検討したいという認識ですので、何とぞご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

○17番（深沢義一君） 最初の質問につきましては、本来であれば予算編成にかかわる12月ごろにやれば一番よかったのかなと思ひながら質問したところではありますが、29年度にかけていろいろ検討していただきたいものだなと思ひます。

次に、2つ目の質問に入ります。ワクアスグラウンド整備についてであります。

平成29年度リーディングプロジェクトの交流促進プロジェクトに、宿泊交流館利用促進事業などにより宿泊・滞在型による交流人口の増加、町の活性化を図るとあります。今、着手している佐藤 章生家の蔵移築とあわせ、その事業推進に大いに期待するものでありますが、同じ敷地内にあるグラウンド整備も重要なことと考えますが、町長の見解を伺うものであります。

例えば、グラウンド外周にあらゆるスポーツの基本となる走るということに対応したランニングコースを設けるなど、宿泊した場所での屋内外でのトレーニング場所の提供も必要と考えますが、今後のグラウンド整備についての考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ワクアスのグラウンド整備についてですが、旧仙南東小学校敷地を活用し、宿泊交流館「ワクアス」を整備、さまざまな集客プログラムを通じて交流人口の増加を図っていることは議員ご理解のとおりです。

そのグラウンドについては、ワクアス利用の方々に基本的に小学校時代の現状のまま利用してもらう前提で、特に手を加えず、例えば、野球やサッカーの練習あるいは朝の散歩や簡単なランニング等に活用していただければと考え、現在に至っているところです。その利用実績ですが、平成27年度は275人でしたが、平成28年度は実績見込みでは90人で、主にグラウンドゴルフの利用や宿泊者のウォーミングアップ等の利用となっております。

現在までのところ、ワクアス利用の方々からグラウンドへのランニングコースの整備要望や屋内のトレーニング施設の設置要望については伺っておりませんので、どの程度のニーズが存在するか承知しておりませんが、今後、宿泊利用者を対象にアンケートを実施するなど、そのニーズ把握に努め、それを踏まえて今後のありようを検討してまいりたいと存じます。そのため、当面は現在のグラウンド環境を維持し、従前の利用と同様の利用形態を維持してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、佐藤家の蔵の整備が終了し、ワクアスの利用形態の幅が広がる、あるいはワクアスがさらに広く認知され、従前以上にグラウンドの利用要望が高まるなど利用環境に変化がある場合、グラウンドの環境整備や屋内外でのトレーニング施設の必要度や緊急度が変化することもあり得ますので、そうした場合には迅速な判断と対応を検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

○17番（深沢義一君） 3つ目、最後の質問になります。GAPへの取り組みについてであります。

ホストタウンとしての登録が決定しまして、今年度はその対応についての具体計画も練る年になるのではと考えます。特に、食に関する安心・安全への取り組みは、これまでの私たちの認識とは異なるほどの厳格な基準もあるようでありまして、先月末、大手新聞社の記事に、東京オリンピック国産食材不足のおそれという見出しがありました。2020年東京オリンピック、パラリンピックでの選手村などへの食材調達には1カ月で約150万食の提供を見込み、その食材の調達要件となる予定の農業生産工程管理、いわゆるGAPについて、国内農家の認証取得が費用や認知度不足などの理由でおくれているためということでありました。東京大会における食材調達基準については組織委員会が決定するとのことで、その基準については、今現在、まだ検討中とのことであります。



町の活力創出プロジェクトにもこだわりの生産環境の創出など、安心・安全の食材提供のための施策を講じている我が町としても、事前合宿に対応した食の提供とあわせ、GAPへの取り組みが必要なことと考えます。私たちの地元JA秋田おぼこにおいては、米においてJGAP認証を取得しており、県もグローバルGAPや日本版といわれるJGAPあるいは県版GAPなど、各種農業団体との連携のもと、GAPの普及拡大に向けた取り組みを進めようとしておりますし、お隣大仙市においては、取得費用に対しての助成など新年度予算に盛り込んでいるようです。勉強会の開催など取り組みの始まりとして、町としての対応についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もご説明ありましたが、GAPという言葉は、日本語では農業生産工程管理と訳されております。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等を遵守するための点検項目を定め、その実施、記録、点検、評価を繰り返しながら、生産工程の管理や改善を行う取り組みです。農業者や産地全体がこの管理を取り入れることで、食品の安全性や環境の保全、労働安全の確保や競争力の強化など、農業経営の改善や効率化に資するとされ、消費者や実需者の信頼確保も期待できる有効な手法と言われております。

そうしたGAPには、実はさまざまな種類があり、各都道府県が独自に定めたGAP、各農業協同組合が独自に定めて取り組むGAP、日本の標準GAPとして事実上の国際規格を目指すJGAP、ヨーロッパで策定され国際規格とされているGGAPなどがあるところで

GAPについては、今後の農業の貿易環境を見通しますとその必要性は感ずるところですが、導入に当たっては、やはり生産者団体や農家が目的と必要性を理解し取り組むことが求められるものと思います。

その生産者団体の取り組みについてですが、JA秋田ふるさと、秋田ふるさと農業協同組合が平成23年度から県と連携し、60項目の生産基準、運用を規定した独自のGAPを作成し、生産管理意識の向上に取り組んでいるほか、秋田おぼこ農業協同組合においては、同じく平成23年度特別栽培米を生産している一部農家がJGAPの認証を取得しているところで

す。また、現在、園芸振興連絡協議会でもGAP取得を検討していることは議員もご承知のとおりです。

そして、町の取り組みについてですが、平成27年度の農業経営塾で「農業生産工程管理と労務管理」というテーマで研修会を行っておりますが、事前合宿の誘致活動を進める上で、食に関することは重要なテーマと認識しておりますので、今後、さらに安全・安心の町内産農産物提供を意識するとともに、食の安全性担保、高付加価値農産物の生産推進に向けてJGAP等の取得に対する支援策を今後検討してまいりたいと思います。

なお、2020東京オリンピック、パラリンピックにおける食材調達基準については、議員のご説明のとおり、現在、組織委員会で食材を含めた物品、サービス全般に係る調達基準を検討中とのことで、どのようなレベルの基準になるのか未定であるとともに、事前合宿等についてもその基準が適用されるのかなど不透明ですので、今後、その基準が明確になった際に、その内容を踏まえ、町内の対応について関係者と十分に検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 生産工程のGAPということでございますが、別の意味のギャップということで、国等との、地域との、それぞれギャップ、差がないように、どうもひとつ情報の提供ということでよろしくお願ひしたいということで終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、17番、深沢義一君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

3月16日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前10時53分)